

平成18年3月8日発行

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第15号）

< 第15号の主な話題 >

「品目横断的経営安定対策のポイント」(雪だるまパンフ)改訂版発行！
品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー【生産条件格差是正対策等】
地域課題の共有と集中的な話し合いにより短期間で法人化を実現

(東北農政局発)

集落リーダーの研修を通じて集落型農業法人を育成！

～京都府担い手育成総合支援協議会～(近畿農政局発)

< 農業者年金に加入しましょう！ >

認定農業者の方には保険料補助があります！。

農業者年金の17年4～12月の資産運用利回りは8.58%！

農業者年金の優位性を試算で紹介(農業者年金基金 北海道連絡事務所発)

担い手育成・確保と一体となった農業者年金の加入推進！

「品目横断的経営安定対策のポイント」(雪だるまパンフ)改訂版発行！

・「雪だるまパンフ」の3月7日改訂版(バージョン7)を担い手ホームページにアップ！！

・集落のリーダーの活動を支援する「集落営農育成・確保緊急支援事業」などの情報が追加されています。是非、御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>

< 品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー >

【生産条件格差是正対策】

Q：「過去の生産実績に基づく支払」の基礎となる「基準期間」とは、いつからいつまでですか。また「基準期間」の見直しは毎年行うのですか。

A：「過去の生産実績に基づく支払」の基礎となる「基準期間」の範囲については、直近の3ヶ年である「平成16年から18年」とすることとしています。

また、「基準期間」は基本的には上記期間で固定することとしており、毎年動かすことは考えていません。

【特定農業団体の消費税課税】

Q： 法人税が課税されない特定農業団体であっても、消費税は課税されますか。

A： 特定農業団体は、法人格を有しない任意組織として、法人税が課税されていない場合、消費税の課税事業者とはなりません。ただし、構成員個々の課税売上が1,000万円を超える場合、その構成員は消費税の課税事業者となります。

また、特定農業団体が、税務署により「人格のない社団等」と判断され、かつ課税売上が1,000万円を超える場合は、課税事業者として消費税を納税する必要があります。ただし、原則として設立2期目までは納税義務が免除されます。

なお、詳しい課税の取扱いにつきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

農林水産省ホームページの「集落営農・特定農業団体に関するQ & A」、「雪だるまパンフ」においても特定農業団体の課税等について説明をしています。こちらも参考としてください。

- ・『集落営農・特定農業団体に関するQ & A』（ 2月9日新着 ）
http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei_ga.html
- ・『品目横断的経営安定対策に関するQ & A』（ 2月27日更新 ）
<http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

< 地域の話題等 >

地域課題の共有と集中的な話し合いにより短期間で法人化を実現（東北農政局発）

秋田県北秋田市の田中集落で、本年2月末に「農事組合法人 田中ファーム」が設立されました。同ファームは、集落全体58戸のうち43戸が構成員となり、賃借権等を主体に47ha（集落内農地の約7割）の利用集積を目指す集落ぐるみ型の法人です。

田中集落では、厳しい農業情勢を踏まえ、「個人経営ではいずれ限界が来る、地域農業を将来とも継続していくための受け皿づくりが必要である」との認識に立ち、昨年5月から農繁期でも週1回の割合で話し合いを続け、様々な課題について検討し、集落ぐるみでの法人化にも拘わらず、10ヶ月（登記手続き2ヶ月）という異例のスピードでの法人設立となりました。

農業法人の設立には関係機関の連携した支援が不可欠ですが、支援の中心的役割を果たした県北秋田地域振興局普及指導課では、集落営農の組織化・法人化に向けた取組のポイントとして、次の点をあげています。

- 集落リーダーの発掘や集落課題の把握等のきっかけづくり
- 関係機関との連携や調整・共通理解の促進
- 情報収集と提供、視察や勉強会の開催
- 技術や経営指導・一般農政情報の提供
- 計画的で継続的な指導・支援等

県内では、集落営農に対する関心が高まりつつあり、関係機関が一丸となって、地域の特性を踏まえた支援活動を積極的に展開して、集落営農の組織化や法人化を推進しています。

・問い合わせ先：東北農政局生産経営流通部経営課

TEL 022-263-1111（内4113）

集落リーダーの研修を通じて集落型農業法人を育成！

～京都府担い手育成総合支援協議会～(近畿農政局発)

京都府担い手育成総合支援協議会(府、府農業会議、JA京都中央会他)では、19年産からの品目横断的経営安定対策の導入を契機として地域農業の担い手育成を加速化するため、農作業受託組織や集落営農組織への支援の強化に取り組んでいます。

取組みの一環として、同協議会では、地域農場づくりや集落営農の取組みで育成された農作業受託組織などのリーダーら約60名を対象に、昨年12月から本年1月にかけて、「集落型農業法人の設立基礎講座」を開設しました。同講座は、集落型農業法人の先駆者や農業法人設立事務、税務・会計の専門家による講義等を内容として全4回開催され、延べ230名の参加がありました。最終日の1月27日には約40名が参加し、亀岡市の農事組合法人「犬甘野(いぬかんの)営農組合」を訪ね、意見交換等を行いました。

講師となった「犬甘野営農組合」の代表者からは、集落を越え地域ぐるみで農地と自然環境を守ろうという気運をきっかけに、全農家の同意のもとに集団転作に取り組む、昭和55年には3集落からなる「犬甘野地域農業振興協議会」を発足させ、昭和63年には「農事組合法人犬甘野営農組合」として府内でもいち早く法人化に至った経緯と、中山間地域という制約をソバの加工販売、直売所の設置等の多角的な取組みにより、経営の安定を実現したモデル的な取組が報告されました。

また、法人の代表者からは、「法人は地域に貢献しなければならない」、「リーダーに求められているのは決断力」等、これまでの経験に基づいたアドバイスがありました。参加したリーダーは4回の講座を通じ、地域が抱えている課題に対する解決の糸口を見いだした様子で、今後の自らの地域での活動が期待されます。

同協議会では、今後5年間で、集落型農業法人を新たに30法人設立し、これに既存の15法人を加え、45法人の経営を強化する目標を掲げて活動しています。

・問い合わせ先：京都府担い手育成総合支援協議会

TEL 075-441-3660

< 農業者年金に加入しましょう！ >

国民年金の2階部分である農業者年金は、担い手農家には、国が保険料の最高半額を助成すること、保険料を積立方式で運用するため、財政基盤が安定していること等のメリットがある制度で、加入者数は18年2月末現在で約81,000人となっています。

今回は、農業者年金の加入のメリット等について紹介します。

認定農業者の方には保険料補助があります！。

農業者年金では、認定農業者で青色申告者である方、また、この方と家族経営協定を結ぶ配偶者や後継者の方々は、月額の基本保険料2万円のうち最高半額(1万円)まで、通算すると最大216万円の保険料補助を受けることができます。

また、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となるので、例えば月額保険料5万円の場合、年間12万円の節税となります。(税率20%の場合)。

農業者年金の17年4～12月の資産運用利回りは8.58%！

農業者年金の年金原資の運用は、独立行政法人農業者年金基金が一括して行っています。17年4～12月の運用状況は、国内株価の上昇などの経済環境に支えられ、運用収益 55億7200万円、利回り 8.58%となっており、15、16年度に引き続き17年度もプラス運用で推移しています。

農業者年金基金では、長期的に安定した収益をあげられるよう、透明性を確保しながら、安全で効率的な運用を行っています。

農業者年金の優位性を試算で紹介（農業者年金基金 北海道連絡事務所発）

本年1月に開催された全道農業者年金研究会（北海道農業者年金協議会主催）では、社会保険労務士の入来院（いりきいん）重宏氏から農業者年金の優位性が紹介されました。入来院氏は、農業者年金と国民年金基金（みどり年金等）の支払保険料総額が30歳から加入して586万円と同額であると仮定し、かつ、65歳から84歳まで年金を受給することを前提に試算した場合、国民年金基金が受給総額848万円であるのに対し、農業者年金は937万円（保険料補助分含む）に達することを示し、「農業者年金は非常に魅力がある」と評価しました。

担い手育成・確保運動と一体となった農業者年金の加入推進！

（全国農業協同組合中央会、全国農業会議所発）

農業者年金に加入することは、保険料助成等の政策支援により、担い手にとって大きなメリットとなることから、現在、JAグループ、農業委員会では、品目横断的経営安定対策の導入に向けた担い手育成・確保運動と農業者年金の加入推進を一体的に進めています。

例えば、埼玉県では、JAと農業委員会が連携し、認定農業者等を中心にダイレクトメールによる加入推進運動を展開しており、また、北海道では、後継者となるJA青年部を中心に、政策支援の対象となるよう、家族経営協定の締結と年金加入を同時にすすめ、新規加入者を獲得しています。

農業者年金に加入したい方、詳しい内容を知りたい方は、お近くの農業委員会またはJAか、農業者年金基金の相談員にお問い合わせください。

・独立行政法人 農業者年金基金 電話番号：03-3502-3199
<http://www.nounen.go.jp/>

< 編集後記 >

今号後半では、農業者年金について紹介しました。認定農業者の方には、保険料助成等があり、農業者年金に加入することは、大きなメリットとなります。

担い手育成・確保運動においては、品目横断的経営安定対策の対象になるということだけでなく、農業者年金のほか、低利の政策資金の融通、生産基盤・機械施設の整備等の支援が担い手に対するメリット措置があることも示しながら、進めていくことが必要です。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>